令和８年度第２回米子市農業委員会臨時総会議事録

招集年月日	令和８年７月３０日（木）
招 集 場 所	米子市役所４０１会議室
開　　会	午後１時３０分
出席農業委員	１番　赤尾昇委員　3 番　岩佐和俊委員　4 番　大谷昂史委員　5 番　公本英夫委員　6 番　角力委員 7 番　関本五郎委員　8 番　髙橋敦美委員　9 番　宅野真二委員　10 番　田子博康委員　11 番　田中英省委員 12 番　中西文子委員　13 番　中本公平委員　14 番　野田荘一郎委員　15 番　能登路幸輝委員　16 番　松尾敏正委員 17 番　安井貴之委員　18 番　山岡明委員　19 番　米澤美憲委員
欠席農業委員	2 番　泉新一委員
出席推進委員	廣東宣明委員　平木茂樹委員　福田忠雄委員　奥田慎也委員　佐野和也委員　石井眞人委員　三島通政委員 平木大吾委員　大塚清徳委員　福長正樹委員　高尾和広委員　足立康雄委員　松本裕三委員　本池実委員 大家保委員　長谷川礼司委員　福島公明委員　橋本愼一委員　吉田知史委員
事　務　局	古橋事務局長　福田担当事務局長補佐　妹尾係長　道下係長　藤原主任　渡邉主任
傍　聴　人	無し
日　　程	１　開会 ２　議事録署名委員の指名 ３　議事 議案第１号　農地利用最適化推進委員の委嘱について ４　農地利用最適化推進委員の委嘱状交付 ５　自己紹介 ６　特別部会について ７　その他

８　閉　会

議事開始　　午後１時３０分

議長（中本会長）

ただ今から令和８年度第２回米子市農業委員会臨時総会を開会いたします。それでは、議事録署名委員について、慣例により議長が指名したいと思いますがよろしいでしょうか。

（異議なしの声あり）

それでは、議席番号７番の関本農業委員、議席番号８番の髙橋農業委員にお願いしたいと思います。本日の欠席は、泉農業委員です。

審議に入ります。２ページ、議案第１号をお願いします。農地利用最適化推進委員の委嘱について、農業委員会等に関する法律第１７条第１項及び米子市農業委員会農地利用最適化推進委員の委嘱に関する要綱第７条第２項の規定により下記のとおり農地利用最適化推進委員を委嘱したいので審議を求めます。本件については、前回の第１回臨時総会で、推進委員選考委員会に審査を付託しております。それでは、農地利用最適化推進委員選考委員会設置要綱第２条の規定により、推進委員の選定についての意見を選考委員会委員長から報告してください。

選考委員長（髙橋委員）

推進委員選考委員会で推進委員の候補者を審議した結果、候補者を適任とする意見が決定されましたので、報告します。

議長（中本会長）

先程、選考委員長から報告がありましたが、これについて、ご意見、ご質問はございませんか。

そうしますと採決したいと思います。推進委員の委嘱について、原案通りご承認いただきます方は挙手をお願します。

（挙手多数）

挙手多数ということで原案どおり承認と決定します。

それでは、推進委員の委嘱をしたいと思います。

事務局（古橋局長）

互礼を行いますので一同ご起立ください。一同、礼。ご着席ください。

ただ今から、米子市農地利用最適化推進委員の委嘱状を交付します。それでは、お名前を読み上げますので、呼ばれた方は、その場でご起立ください。委嘱状を受け取られましたらご着席ください。

委嘱状、廣東宣明様、農地利用最適化推進委員に委嘱する。委嘱期間は令和１１年７月１９日までとする。担当地区は車尾地区とする。

委嘱状、平木茂樹様、以下同文ですので、担当地区のみ読み上げます。担当地区は、福生地区とする。

委嘱状、福田忠雄様。担当地区は、巌地区とする。

委嘱状、奥田慎也様。担当地区は、春日地区とする。

委嘱状、佐野和也様。担当地区は、旧米子地区とする。

委嘱状、石井眞人様。担当地区は、福米地区とする。

委嘱状、髙木肇様。担当地区は、加茂地区とする。

委嘱状、三島通政様。担当地区は、住吉地区とする。

委嘱状、平木大吾様。担当地区は、五千石地区とする。

委嘱状、大塚清徳様。担当地区は、尚徳地区とする。

委嘱状、福長正樹様。担当地区は、成実地区とする。

委嘱状、高尾和広様。担当地区は、彦名地区とする。

委嘱状、足立康雄様。担当地区は、富益地区とする。
委嘱状、竹中誠一様。担当地区は、夜見地区とする。
委嘱状、松本裕三様。担当地区は、崎津地区とする。
委嘱状、本池実様。担当地区は、大篠津地区とする。
委嘱状、大家保様。担当地区は、和田地区とする。
委嘱状、長谷川礼司様。担当地区は、大高地区とする。
委嘱状、福島公明様。担当地区は、県地区とする。
委嘱状、橋本愼一様。担当地区は、淀江地区とする。
委嘱状、泉浩文様。担当地区は、宇田川地区とする。
委嘱状、吉田知史様。担当地区は、大和地区とする。
以上で委嘱式を終わります。

議長（中本会長）

それでは、委員・推進委員全員が揃いましたところで、改めて、簡単に自己紹介をお願いしたいと思います。会長、職務代理、議席番号１番の赤尾農業委員さんから順にお願いします。農業委員さんが終わりましたら車尾地区の廣東推進委員さんから順にお願いします。最後に事務局が自己紹介してください。

（委　員　自己紹介）

（事務局　自己紹介）

続きまして、日程６の特別部会に入る前に、時間の都合上、日程を変更しまして、先に研修会を実施したいと思います。事務局からお願いします。

事務局（福田担当事務局長補佐）

本日は、一般社団法人「鳥取県農業会議」から倉益事務局長、井上次長のお二人に研修会の講師としてお越しいただいております。

それでは、研修会をお願いいたします。

（研修会）

議長（中本会長）

倉益局長、井上次長、本日はありがとうございました。皆さん拍手をお願いします。

（拍手）

本日は、時間の都合上、お二人にはご退席をいだたきます。

そうしますと、日程６の特別部会について、に入ります。事務局から説明をお願いします。

事務局（福田担当事務局長補佐）

特別部会につきまして、ご説明します。４ページに各部会のこれまでの人数、構成員の内訳を掲載しています。運営特別部会は、総会の運営や業務の推進方法などの検討を行う部会で、会長、会長職務代理者、認定農業者の農業委員１名、中立の農業委員１名、その他の農業委員１名、推進委員２名の計７名の構成としております。会長、職務代理者を除いて、任期は１年間です。

広報部会は、年２回発行しております農業委員会報の編集・発行を行う部会で、農業委員４名、推進委員３名の計７名の構成としております。広報部会については、任期を３年間でお願いしたいと思います。各部会の委員さんの互選をお願いします。

議長（中本会長）

それでは、まず、運営部会の構成の決め方について、２２日の臨時総会にて関本農業委員からメンバー構成を再検討してはどうかとのご

意見がありましたが、それについて、まず関本農業委員よりご意見を伺いたいと思います。ご意見をお願いします。

関本農業委員

７名構成の根拠はどこにあるのでしょうか。

事務局（福田担当事務局長補佐）

どの総会で決まったのかまでは確認が取れませんでしたが、おそらく運営特別部会が始まった当時、委員さん同士でこの人数を決め、進めていったのではないかと思います。

関本農業委員

特段何かで決まっているというわけでなく慣習ということであれば、私は今回の総会で、この特別運営部会の定員をはっきりと決議することを提案します。まずは、現状の構成人数のままで行くのか、人数を変えるのかを諮っていただきたいです。

能登路農業委員

運営特別部会で決まったことを農業委員会の決議事項とする部会を作るならば、認定農業者が過半数、中立委員を入れるなどする必要があります。任意部会にするのであれば、人数も構成メンバーも自由だと思いますが、まずはどのような部会を作るのか決める必要があると思います。

事務局（古橋局長）

法律がうたっている部会というのは、米子でいう総会のことです。以前の総会は許認可関係を審議する農地部会とその他のことについて決める農政振興部会の２つに分かれていました。部会というのは、そういう意味での部会のことです。この部会２つが今は１つにまとまり、総会となっています。運営特別部会や広報部会は、法律がうたっている部会とは別のものになります。

能登路農業委員

構成メンバーは自由に決めてもいいということでしょうか。

事務局（古橋局長）

人数や構成メンバーを変えることは可能です。

関本農業委員

任意部会ということでしょうか。運営特別部会で一番協議することは賃金のことだと思いますが、７名で話をするとなると意見が少ないと思います。

能登路農業委員

農業委員、中立委員等に縛られずに構成メンバーを決めてもいいと思います。

関本農業委員

まずは構成人数をどうするか決めた方がいいと思います。

議長（中本会長）

関本農業委員から、運営特別部会の構成人数を７名のままにするのか、増やした方がいいのかの審議の提案がありました。また、構成メンバーについて制限をかけない方がいいのではないかという意見も出ました。みなさま何かご意見ありますでしょうか。

髙橋農業委員

運営特別部会はそもそも必要なのかどうか決を採った上で、人数や構成メンバーについて決めた方がいいのではないでしょうか。

議長（中本会長）

運営特別部会が必要なのかどうかについて採決を取りたいと思います。

運営特別部会を今後も継続していきたいと思う方の挙手をお願いします。

（挙手多数）

挙手多数ということで、運営特別部会は必要ということになりました。

続きまして、能登路農業委員からご意見がありました、構成メンバーをフリーにする案について採決したいと思いますがいかがでしょうか。

米澤農業委員

運営特別部会は何を決める集まりだったでしょうか。作業賃金を決めるだけであれば、こういう部会を設けるまではしなくてもいいんじゃないかと思います。他に何か役割があるのでしょうか。

田中農業委員

運営特別部会は、１９人全員で決めようとしても決めることが難しい案件について、少数である程度の方向性を出すための案を決める役割があると思います。議決権はなく、あくまでも案を決めるわけですから、そこまで人数はいらないと思います。また、標準賃金は賃金協で決まり、この運営特別部会で決まることではないと思います。

議長（中本会長）

最終的には、全て総会で決まります。

関本農業委員

実質的に、運営特別部会で議論されたことが、総会に提案されてほとんどそれに決まると思っています。安井農業委員も、運営特別部会の雰囲気をご存じだと思いますが。

安井農業委員

運営特別部会内で、標準賃金の値上がりの話をしましたが、今までこうしてきたのですぐには上げれないという意見が多かったです。

関本農業委員

人数が少ないと、色々な人の意見が聞けないので、数人増やすのがいいと思います。

議長（中本会長）

現状の７名という人数について、他の方はどう思われますか。

髙橋農業委員

私は、７名でいいと思います。会長、職務代理、中立委員、認定農業者という従来と同じような形で構成を考えた方がいいと思います。運営特別部会というのは、あくまでも方針、方向性をこういう風にやりましょうという提案をして、総会にかけ、みなさんの意見を踏まえて実行していくというものですので、そこで意見が言えない、運営特別部会の中で決まってしまうというのは言いがかりに近いと思います。

議長（中本会長）

髙橋農業委員からは今の人数のままでいいのではないかという意見がありましたが、他の委員さんはどうでしょうか。

能登路農業委員

７名でするとなると、構成メンバーをどうするか考える必要があると思います。実際に現場を知っている人が、メンバーになるのがいいと思います。

公本農業委員

稲作地域と畑作地域では作っている作物が違うわけで、実際にやっているメンバーを追加した方がいいと思います。

角農業委員

農繁期とかがあり、大体５名ほどで運営特別部会をしているような形でしたので、９名ほどに増やしてもいいのではないかと思っています。運営特別部会は、総会の前の下話会というイメージで考えていただけたらと思います。

議長（中本会長）

現状の７名のままでよいかどうか採決したいと思います。賛成の方は挙手をお願いします。

（挙手多数）

では次は、構成の在り方について考えたいと思います。

関本農業委員

７名なら、構成メンバーはこのままでいいのではないでしょうか。

宅野農業委員

地域のことが分かっている人を構成メンバーに入れた方がいいと思います。畑作のことを箕蚊屋地区の人が決めるのは難しいと思います。

田中農業委員

７人で人数を議決しましたので、中立を１人、稲作地域から３人、畑作地域から３人を出すのはいかがでしょうか。

議長（中本会長）

それでは、稲作地域から４人、畑作地域から３人で互選し、事務局に報告してください。

事務局（古橋局長）

参考資料として、畑作部会と稲作部会の案を添付していますのでそれを参考に窓側と廊下側にそれぞれ分かれていただいて、推進委員も含めて全体で互選をお願いします。

議長（中本会長）

互選結果を、事務局より報告してください。

事務局（福田担当事務局長補佐）

運営特別部会のメンバーは、畑作地域から大谷農業委員、松尾農業委員、高尾推進委員、稲作地域から関本農業委員、宅野農業委員、山岡農業委員、大塚推進委員に決まりました。

議長（中本会長）

それでは、選ばれた委員さん、ご挨拶をお願いします。

（挨拶）

事務局（福田担当事務局長補佐）

続いて、広報部会の委員を互選いただきたいと思います。

農業委員で４名の委員さんの互選をお願いします。互選管理人は福田担当事務局長補佐にお願いします。

推進委員から３名の委員さんの互選をお願いします。互選管理人は、渡邉主任にお願いします。

議長（中本会長）

結果を事務局より報告してください。

事務局（福田担当事務局長補佐）

広報部会のメンバーは、農業委員から公本農業委員、田子農業委員、中西農業委員、野田農業委員、推進委員から福田推進委員、大家推進委員、福島推進委員に決まりました。

議長（中本会長）

それでは、選ばれた委員さん、ご挨拶をお願いします。

（挨拶）

続いて、日程７のその他ですが、鳥取県農業会議の会議員についてでございますが、鳥取県農業会議定款に基づき、会長の私が鳥取県農

業会議の会議員となりますのでご了承ください。

次に、米子市都市計画審議会委員の委嘱に係る推薦について、米子市長から依頼がきております。事務局から説明をお願いします。

事務局（福田担当事務局長補佐）

米子市では都市計画法に基づき、都市計画行政の適正な運営を図るため、米子市都市計画審議会を設置しています。職務内容としましては、市長の諮問に応じ、年数回の審議会において、米子市が定める都市計画に関すること等について協議し答申する職務となっております。これまでは歴代会長が審議委員となっていましたが、任期終了に伴い、新たに審議会委員の推薦の依頼があったものです。こちらについては、８月１０日の定例総会にて皆さんにお諮りさせていただく予定です。

議長（中本会長）

次に、稲作部会と畑作部会について、事務局より説明お願いします。

事務局（福田担当事務局長補佐）

席上に資料を配布させていただいております。こちらの部会は、主に市内の稲作地域、又稲作をされておられる委員さん、弓浜部を中心に畑作をされている委員さん又はそれ以外の地域で畑作をされている委員さんの皆さんで２つの部会を作りまして、地域や稲作、畑作それぞれの課題について、時には外部関係者を交えて話合いを行う部会です。不定期開催で、任期は３年間となります。地域、営農状況から２つの部会のメンバー表の案を作成しましたが、もしも変更のご希望がありましたら、個別に事務局へご相談ください。

議長（中本会長）

その他、事務局から連絡がありますか。

事務局（福田担当事務局長補佐）

（事務連絡）

議長（中本会長）

以上を持ちまして、第２回臨時総会を閉会します。

閉　　会　　午後４時４５分